

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成28年4月27日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	11件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	10件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	4件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500349号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1600001号

第1 結論

昭和51年4月から昭和52年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和30年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年4月から昭和52年3月まで

私は、昭和51年4月まで勤務していた会社を退職した後、A市で国民年金の加入手続を行ったが、国の記録では、請求期間は国民年金保険料の未納期間とされている。昭和52年4月にB市に転居した後に請求期間の納付書が1年分まとめて郵送され、当該期間の国民年金保険料をC銀行D支店において一括で納付したので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間は12か月と短期間である上、請求期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料は全て納付済とされている。

また、請求者は、昭和51年4月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿に記載されている請求者の国民年金手帳記号番号以降の任意加入被保険者に係る記号番号の資格取得年月日から、請求者の記号番号は、昭和51年4月から同年5月頃にA市において払い出されたものと推認でき、請求者が同市において国民年金の加入手続を行ったと主張する時期と符合することから、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料を、その主張する時期に納付することは可能であったと考えられる。

さらに、請求者は、昭和52年4月にB市に転居しているところ、請求者に係る同市の国民年金被保険者名簿(紙名簿)及びオンライン記録によると、請求者は、請求期間直後の国民年金保険料を現年度納付している上、転居に伴う国民年金の住所変更及び厚生年金保険から国民年金への複数の切替手続も適切に行われている

ことから、請求者の国民年金に対する関心は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500304号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600001号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成16年8月1日から同年7月1日に訂正し、同年7月の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

平成16年7月1日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年7月1日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②について、請求者のA社における平成17年8月12日の標準賞与額を15万円に訂正することが必要である。

請求期間②の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年5月21日から同年8月1日まで
② 平成17年8月12日

私は、A社に勤務していた期間のうち、請求期間①の厚生年金保険被保険者記録が無い。しかし、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、平成16年5月21日を資格取得年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間②について、A社から支払われた賞与の記録が無いので、当該賞与を

記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者に係る雇用保険の加入記録により、請求者は、平成16年5月21日からA社に勤務していたことが確認できる。

また、請求者から提出された給与明細書及びA社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者は、請求期間①のうち平成16年7月1日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①のうち平成16年7月1日から同年8月1日までの標準報酬月額については、請求者から提出された給与明細書及びA社から提出された請求者に係る賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、請求期間①のうち平成16年7月から同年8月までの期間について、年金事務所が保管する請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届における資格取得年月日が平成16年8月1日となっていることから、事業主から同日を資格取得年月日として厚生年金保険被保険者資格取得届が提出され、その結果、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成16年7月1日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①のうち平成16年5月21日から同年7月1日までの期間については、請求者から提出された給与明細書及びA社から提出された請求者に係る賃金台帳によると、当該期間の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の平成16年5月21日から同年7月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間②について、A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び給与明細書（賞与）並びに請求者から提出された給与明細書（賞与）により、請求者は、請求期間②において、15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500338号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600002号

第1 結論

請求者のA社B支店(現在は、C社)における請求期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。請求期間の標準報酬月額については、9万2,000円を53万円とする。

請求期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年10月1日から平成3年10月1日まで

A社B支店に勤務していた期間のうち、請求期間の標準報酬月額だけが前後の期間に比べて低くなっているため、請求期間の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社B支店が加入していたD厚生年金基金(現在は、E企業年金基金)から提出された請求者に係る加入員台帳によると、事業主は、同基金に対し、請求者の請求期間に係る標準報酬月額を53万円として届出を行ったことが確認できる。

また、C社は、「請求者の請求期間に係る資料は保存期限を過ぎているため保管しておらず、請求期間に係る算定基礎届の内容については不明である。」旨回答しているところ、請求期間当時、A社B支店において社会保険事務を担当していたとする者は、「当時、算定基礎届は本社で作成しており、印字された当該届書が支店に送付され、支店において健康保険組合、厚生年金基金及び社会保険事務所(当時)に対して提出していた。算定基礎届は、6枚複写の様式であり、各機関に対して同一の内容で届出を行っていた。」旨回答していることから、事業主は、請求者の請求期間に係る標準報酬月額について、社会保険事務所に対して53万円として届出

を行ったものと推認できる。

さらに、複数の同僚は、請求期間当時、請求者と同等の役職の者に対して9万2,000円の標準報酬月額に相当する額の給与を支給されることは無かったと回答している上、オンライン記録によると、請求期間当時、A社B支店において厚生年金保険被保険者であったことが確認できる152人（請求者を除く。）について、標準報酬月額が低くなっている等の不自然な点は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、請求者の請求期間に係る標準報酬月額を53万円とする厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所に対して提出したものと認められる。

なお、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、E企業年金基金が保管する上記加入員台帳の記録から、53万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500339号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600003号

第1 結論

請求者のA社における平成4年12月1日から平成5年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成4年12月から平成5年9月までの標準報酬月額については、26万円を36万円とする。

平成4年12月から平成5年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和33年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年12月1日から平成6年8月1日まで

私は、昭和56年5月から平成6年7月までA社に勤務していたが、請求期間の標準報酬月額が、実際に支払われていた給与より低い金額となっている。請求期間当時、会社の経営状況が悪くなり給与の遅配及び未払はあったが、通常通り勤務し、給与を減額されたことも無かった。同僚が、年金記録確認第三者委員会に申立てをして記録が訂正されたため、私の標準報酬月額も訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成4年12月1日から平成5年10月1日までの期間については、オンライン記録によると、請求者のA社に係る標準報酬月額は、当初、平成4年12月から平成5年9月までは36万円と記録されていたところ、平成5年3月8日付けで、平成4年12月1日に遡及して26万円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社の厚生年金保険被保険者の標準報酬月額に

についても、平成5年3月8日付けで請求者と同様の遡及減額訂正処理が行われている者が24人確認でき、所在が確認できる19人に照会したところ、回答が得られた15人はいずれも当該遡及減額訂正処理が行われた当時、給与の遅配及び未払はあったが給与の減額は無かった旨回答している。

さらに、上記同僚のうち3人から提出された給与明細書によると、前述の遡及減額訂正処理以降の厚生年金保険料について、オンライン記録における標準報酬月額に基づく保険料よりも高額な保険料が給与から控除されていることが確認できる。

加えて、請求期間当時、A社において取締役であった者は、「当時、A社は経営不振であったため、自身の標準報酬月額も大幅に引き下げられていることから、請求者の標準報酬月額についても不合理な減額処理が行われていたものと考えられる。」旨証言している。

これらを総合的に判断すると、平成5年3月8日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、請求者について平成4年12月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無く、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の平成4年12月から平成5年9月までの標準報酬月額については36万円に訂正することが妥当である。

一方、請求期間のうち、平成5年10月から平成6年7月までの期間については、請求者は、当該期間に係る給与明細書及び源泉徴収票等の資料を所持していない上、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は既に解散しており、同社の元代表取締役及び元経理担当者に照会しても回答が得られない。

また、オンライン記録によると、請求者のA社に係る当該期間の標準報酬月額は、平成5年10月1日の定時決定において26万円とされているところ、当該定時決定の処理は同年9月20日付けで行われていることから、不合理な処理であったとは認められない。

このほか、当該期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成5年10月から平成6年7月までの期間について、請求者がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500361号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600004号

第1 結論

請求者のA社における平成22年7月9日の標準賞与額を21万4,000円に訂正することが必要である。

平成22年7月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年7月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年7月9日

A社から平成22年7月9日に賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたが、年金記録に反映されていないので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の回答及び同社から提出された賞与支給控除一覧表並びにB銀行C支店から提出された請求者に係る取引推移一覧表により、請求者は、請求期間において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支給控除一覧表により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、21万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していな

いことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500370号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600005号

第1 結論

請求者のA社における賞与支払年月日を平成16年9月17日、標準賞与額を3万1,000円に訂正することが必要である。

請求期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年9月

A社から平成16年9月に支払われた賞与について厚生年金保険料が控除されていたが、年金記録に反映されていないので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る「H16.9B手当支給結果データ(Excel)」及び「厚生年金保険料控除証明書」並びにC健康保険組合から提出された請求者に係る「賞与等報酬記録表」により、請求者は、請求期間において同社から賞与の支払を受け、3万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支払年月日については、前述の「厚生年金保険料控除証明書」及び「賞与等報酬記録表」から、平成16年9月17日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料につ

いて納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500371号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600006号

第1 結論

請求者のA社における賞与支払年月日を平成16年9月17日、標準賞与額を10万4,000円に訂正することが必要である。

請求期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年9月

A社から平成16年9月に支払われた賞与について厚生年金保険料が控除されていたが、年金記録に反映されていないので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与明細書、A社から提出された請求者に係る「H16.9 B手当支給結果データ(Excel)」及び「厚生年金保険料控除証明書」並びにC健康保険組合から提出された請求者に係る「賞与等報酬記録表」により、請求者は、請求期間において同社から賞与の支払を受け、10万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支払年月日については、前述の「厚生年金保険料控除証明書」及び「賞与等報酬記録表」から、平成16年9月17日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料につ

いて納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500372号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600007号

第1 結論

請求者のA社における賞与支払年月日を平成16年9月17日、標準賞与額を7万4,000円に訂正することが必要である。

請求期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成16年9月

A社から平成16年9月に支払われた賞与について厚生年金保険料が控除されていたが、年金記録に反映されていないので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る「H16.9B手当支給結果データ(Excel)」及び「厚生年金保険料控除証明書」並びにC健康保険組合から提出された請求者に係る「賞与等報酬記録表」により、請求者は、請求期間において同社から賞与の支払を受け、7万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支払年月日については、前述の「厚生年金保険料控除証明書」及び「賞与等報酬記録表」から、平成16年9月17日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料につ

いて納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500373号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600008号

第1 結論

請求者のA社における賞与支払年月日を平成16年9月17日、標準賞与額を7万4,000円に訂正することが必要である。

請求期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年9月

A社から平成16年9月に支払われた賞与について厚生年金保険料が控除されていたが、年金記録に反映されていないので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る「H16.9B手当支給結果データ(Excel)」及び「厚生年金保険料控除証明書」並びにC健康保険組合から提出された請求者に係る「賞与等報酬記録表」により、請求者は、請求期間において同社から賞与の支払を受け、7万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支払年月日については、前述の「厚生年金保険料控除証明書」及び「賞与等報酬記録表」から、平成16年9月17日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料につ

いて納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500374号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600009号

第1 結論

請求者のA社における賞与支払年月日を平成16年9月17日、標準賞与額を3万1,000円に訂正することが必要である。

請求期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年9月

A社から平成16年9月に支払われた賞与について厚生年金保険料が控除されていたが、年金記録に反映されていないので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る「H16.9B手当支給結果データ(Excel)」及び「厚生年金保険料控除証明書」並びにC健康保険組合から提出された請求者に係る「賞与等報酬記録表」により、請求者は、請求期間において同社から賞与の支払を受け、3万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支払年月日については、前述の「厚生年金保険料控除証明書」及び「賞与等報酬記録表」から、平成16年9月17日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料につ

いて納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500375号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600010号

第1 結論

請求者のA社における平成16年9月17日の標準賞与額を3万1,000円に訂正することが必要である。

平成16年9月17日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年9月17日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年9月17日

A社から平成16年9月に支払われた賞与について厚生年金保険料が控除されていたが、年金記録に反映されていないので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る「H16.9B手当支給結果データ(Excel)」及び「厚生年金保険料控除証明書」並びにC健康保険組合から提出された請求者に係る「賞与等報酬記録表」により、請求者は、請求期間において同社から賞与の支払を受け、3万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500348号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1600002号

第1 結論

昭和51年2月から昭和52年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和31年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年2月から昭和52年3月まで

私は、請求期間当時、A大学Ⅱ部に在学しながらアルバイトをしていたが、勤務先の店長と私の父親から、国民年金に加入することを勧められ、近所のB市役所出張所で父親に国民年金の加入手続をしてもらい、国民年金保険料を納付していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、その父親がB市役所の出張所において請求者に係る国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、請求者は請求期間に係る保険料納付に直接関与しておらず、具体的な納付状況が不明である上、請求者の国民年金の加入手続及び請求期間に係る保険料の納付を行ったとする請求者の父親は既に亡くなっていることから、請求期間に係る保険料の納付状況等を確認することができない。

また、請求者が請求期間後に転居したC町の請求者に係る国民年金被保険者名簿(紙名簿及びCSVデータ)によると、請求者の国民年金被保険者資格の取得年月日は昭和63年10月1日と記載され、オンライン記録と一致していることから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、請求期間に係る国民年金保険料の納付書は発行されず、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録による氏名検索を行ったが、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたこと

をうかがわせる事情は見当たらない上、請求者の父親が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500364号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1600003号

第1 結論

昭和56年6月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和27年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年6月から昭和61年3月まで

私は、昭和56年6月にA市からB市に転居したが、同市に転居後も引き続き国民年金に任意加入し、私の夫が私の国民年金保険料を納付していた。

しかし、国の記録では、請求期間が国民年金の未加入期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿(紙名簿及びCSVデータ)によると、請求者は、B市に住所を定めた日の前日となる昭和56年6月12日にA市において国民年金の任意加入被保険者資格を喪失し、その後、昭和61年4月1日に国民年金第3号被保険者資格を取得するまでの期間について、被保険者資格の取得及び喪失に係る記録は確認できないことから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、請求期間に係る国民年金保険料の納付書は発行されず、請求期間の保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

また、A市は、「国民年金の任意加入及び脱退は、自らの意志により行われるものであり、当市からの転出を理由に国民年金の任意加入被保険者資格を喪失させることはない。」旨回答している。

さらに、請求者に係るB市の国民年金被保険者名簿(紙名簿)及び国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)においても、請求期間は未加入期間とされており、オンライン記録と一致している。

加えて、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、

具体的な納付状況が不明である上、請求者の請求期間に係る保険料の納付を行ったとする請求者の夫も、B市における保険料の納付に関する記憶が定かではないとしていることから、請求期間に係る保険料の納付状況を確認することができない。

このほか、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500342号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600011号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社における厚生年金被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和13年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和42年11月から昭和43年4月まで

② 昭和43年11月から昭和44年4月まで

私は、昭和41年頃から昭和44年頃までの間、毎年、冬期間にA社に季節労働者として勤務し、B作業などをしていました。同社では、合わせて3回季節労働者として勤務したが、そのうち、請求期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無いので、各請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者が3回とも一緒に季節労働者として勤務したとして名前を記憶している複数の同僚の回答により、請求期間①及び②当時、請求者はA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、請求期間①及び②当時の資料は無いとしており、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない上、同社は、季節労働者として入社と退社を複数回繰り返す従業員について、その都度、厚生年金保険に加入させていたかは不明である旨回答しており、請求期間①及び②当時の厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

また、請求者は、昭和41年11月18日から昭和42年4月7日までの期間について、A社における厚生年金保険の加入記録が確認できるところ、請求者が同社に3回とも一緒に季節労働者として勤務したとして名前を記憶している同僚6人についても、請求者と同時期に同社において厚生年金保険に加入していることが確認で

きるが、いずれの同僚も請求期間①及び②に係る同社の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、請求者と同様に昭和41年11月18日にA社における厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる34人（請求者が名前を記憶している前述の同僚6人を含む。）のうち、所在が確認できた17人に照会したところ、9人から回答があり、そのうちの請求者が同社と一緒に季節労働者として勤務したとして名前を記憶している同僚2人は、自身も季節労働者として同社に3回勤務した旨回答している上、そのほかにも複数の同僚が同社に複数回勤務した旨回答しているが、当該同僚も請求期間①及び②において、同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。これらのことから、請求期間①及び②当時、A社では必ずしも全ての者を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、請求期間①及び②の前後を通じてA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した者の厚生年金保険被保険者原票を確認したが、請求者の氏名は見当たらない上、オンライン記録においても請求者の未統合記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500362号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600012号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和22年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年5月1日から昭和50年9月1日まで

私は、A社に嘱託のB職として採用され、月々3万円の報酬を支払うと約束された。3万円の報酬から厚生年金保険料と健康保険料が控除された残りの金額が銀行口座に振り込まれていたため、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間においてA社に嘱託のB職として勤務していたと主張しているところ、同社に係る雇用保険の加入記録は見当たらない上、同社は、請求期間当時の関係資料は無いとしており、請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A社は、「嘱託は社員として取り扱っておらず、厚生年金保険に加入させていなかった。」旨回答している。

さらに、請求者は、請求期間当時、A社から月々3万円の報酬を受け、その報酬から厚生年金保険料と健康保険料を控除した金額が振り込まれていたと主張しているところ、請求者から提出された預金通帳の写しによれば、請求期間において請求者に対し、2万7,900円が13回振り込まれていることが確認でき、請求者が月々の報酬として受けたとする3万円との差額である2,100円は、3万円に請求期間当時の給与所得の源泉徴収税額表(乙欄)に基づく算出率(7%)を乗じた額と一致することから、請求者が厚生年金保険料と健康保険料として控除されたと主張する金額は所得税であったと考えるのが自然である。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿によれば、請求期間に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い上、請求者が同僚として名前を挙げた者についても、請求期間に同社において厚生年金保険被保険者であったことを確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。